

納後料金  
郵便〒  
新潟県 市 1番地

SAMPLE

様



## 【国民健康保険からのお知らせ】

令和03年05月18日作成

(差出人・お問い合わせ先)

〒  
新潟県

電話

ご案内は内側にあります。 0015 8\_00011

裏面の開封方法をご覧になって、ここからゆっくりはがしてください。



この部分から矢印方向にゆっくりはがして中をご覧ください。

KR001

## 国民健康保険高額療養費支給決定通知書

市長



先に申請のありました国民健康保険高額療養費支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

## 記

世帯主氏名：

被保険者証番号：

給付の種類： 高額療養費

診療年月及び支給額： 下表の通り

| 診療年月     | 支給金額   |
|----------|--------|
| 令和 3年 1月 | 6,002円 |
| 令和 3年 2月 | 1,888円 |
|          |        |
|          |        |
|          |        |

不支給の理由：

支給予定年月日：令和 年 月 日

支給方法：下記指定口座へ振り込みます。

| 金融機関名 |  |
|-------|--|
| 支店名   |  |
| 預金種目  |  |
| 口座番号  |  |
| 口座名義人 |  |

個人情報保護のため、口座番号の一部を\*\*\*表示しています。

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。
- 当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（が被告を代表する者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の取り消しの訴えは、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- （1）審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。